

管理運営手法について

公の施設*の管理運営方針の基本的な考え方

公の施設の管理について、施設の設置目的、位置づけ及びミッションを踏まえながら、行政責任の確保に留意するとともに、利用者である市民へのサービス向上と、効率的な管理運営のあり方を総合的に検討し、直営による管理か、指定管理者による管理かを判断する。

多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、直営で管理するよりも、民間のノウハウが活用でき、市民が享受する公共施設利用にかかるサービスの更なる向上と施設の管理運営コストの削減が達成できると判断した場合は、指定管理者制度へ移行する。

指定管理者制度か直営かの基本的な判断基準としては、①市関与の必要性の視点、②サービスの水準や質の視点、③事務の効率性やコストの視点が挙げられる。

※公の施設・・・市の施設のうち、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設。江南市では、図書館、市民文化会館、すいとぴあ江南、江南市スポーツセンター、公民館、公園、保育園などの施設が該当。

指定管理者制度について

(指定管理者制度の概要)

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目的に、NPO団体、民間事業者等を含めた地方公共団体が指定する法人その他の団体に、施設の管理運営を行わせる手法。

平成 15 年 9 月に地方自治法が改正され、「指定管理者制度」が導入されたことにより、個別法の規定の範囲内で自治体の判断により、公の施設の管理運営を民間事業者からNPOまで幅広く委ねることが可能となった。

(指定管理者制度の導入目的)

- ①民間企業等が持つ専門的なノウハウを活用することができ、多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応することができる。
- ②経費面でも、民間事業者等の経営努力が期待でき、市の財政負担を軽減することができる。

◎指定管理者制度で想定されるメリット・デメリット

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者の有する専門性やノウハウの活用による一層のサービス向上・運営効率化が可能 ・ 公募選定により競走原理が働くことによるコスト縮減が可能 ・ 施設の管理に一定の期間を設定することでPDCAサイクルがより明確化され、サービス改善への反映が可能 ・ 柔軟な職員配置（業務量の増減等に対応した合理的人員配置）が可能 ・ 必要に応じて自治体職員が専門的業務に特化することが可能
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体の図書館政策に基づく運営が遵守されているかの確認が必要 ・ 長期的展望に立った継続的な取組が困難 ・ 自治体内における業務ノウハウの希薄化 ・ 指定管理者の交代等による業務の非継続性

図書館における指定管理者制度の導入等について ※日本図書館協会政策企画委員会 2017年調査報告書より抜粋
市区町村立図書館(自治体数)

	特別区	政令市	市	町村	合計
2016年度までに導入	13	9	153	56	231
2017年度に導入予定	2	0	11	1	14
2018年度以降に導入を予定					26

各調査年度における導入数(図書館数)

		特別区	政令市	市	町村	合計
導入年度	～2005年度	0	6	3	1	10
	2006年度	0	17	25	11	53
	2007年度	24	0	18	7	49
	2008年度	6	4	34	5	49
	2009年度	21	4	22	2	49
	2010年度	21	4	25	10	60
	2011年度	3	1	15	1	20
	2012年度	3	4	23	6	36
	2013年度	18	8	27	6	59
	2014年度	2	7	23	6	38
	2015年度	10	1	33	4	48
	2016年度	4	2	51	2	59

導入年数の内訳は、2017年調査にもとづく。

市区町村立図書館(図書館数)

	特別区	政令市	市	町村	合計
2016年度までに導入	112	58	299	61	530
2017年度に導入予定	7	4	20	1	32